



神奈川東ロータリークラブ

KANAGAWA EAST ROTARY CLUB

DISTRICT 2590/CHARTERED MAY 29-1976/WEEKLY BULLETIN

2012-2013年度 R I 会長 田中 作次

●クラブテーマ「調和・Balance」●



第2590地区 ガバナー
露木 雄二

- 会 長 飯田 泰之
- 会長エレクト 伊東 英紀
- 副 会 長 山田 正憲
- 副 会 長 吉田 隆男
- 幹 事 西山 潔
- 副 幹 事 山本 芳弘
- 会 計 朝日 達夫
- 副 会 計 金森 欣一
- S A A 横溝 亘
- 副 S A A 矢野 修二
- 副 S A A 河野 明光
- クラブ会報 森 永 健



写真提供 小池将夫会員

事務局 ホテルキャメロットジャパン内 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-3
TEL: 045-314-3900 FAX: 045-314-3555
例会日 毎週金曜日 0:30 ~ 1:30 PM (第5金曜日 6:00 PM)
例会場 ホテルキャメロットジャパン **創立記念日** 昭和 51 年 5 月 29 日
URL <http://www.kanagawahigashi.com/>
E-mail kerc@beach.ocn.ne.jp

2012-2013年度 **第42週報 No. 1789** 2013年(平成25年) 5月24日 第1789回例会記録 5月31日発行

司 会 山本 芳弘 副幹事

誕生日祝 赤堀 和人 会員 (5月30日)

点 鐘 飯田 泰之 会長

斉 唱 「それこそロータリー」

四つのテスト 長井 章 職業奉仕委員長
(第1例会のみ)

ゲスト紹介 指田 文夫 様 (ゲストスピーカー)

結婚記念日祝 山田 富雄 会員 (5月28日)
吉田 隆男 会員 (5月31日)



本日〈5月31日〉のプログラム

夜間例会

会長報告

飯田 泰之 会長

- ・5月度定例理事会報告
- ・横浜訓盲院より改築祝金のお礼状が来ておりますので回覧します。

幹事報告

西山 潔 幹事

- ・地区大会の報告書をボックスへ配布致しました。
- ・次週5月31日は夜間例会となります。

場所 キヤメロットジャパン 5F 点鐘 18時

スマイルボックス

横溝 亘 SAA

横浜南央R.C 金澤公士様 いつもお世話になります。時々お邪魔させていただきます。

山田富雄君 結婚祝い、ありがとうございます。

飯田泰之君 ①本日のゲストスピーカーの指田文夫様、卓話、よろしくお祈りします。②春の家族会参加の皆様、お疲れ様でした。角田親睦委員長、委員の皆様、ご苦労様でした。

月山 勇君 先日の春の家族会では、角田親睦委員長始め、委員の皆様にはお世話になりました。まずまずの天気で、孫共々楽しませて頂きました。それにしても疲れたビ〜。

小池将夫君 昨日、昨午秋に交通事故で亡くなった孫の裁判の被害者参加制度で、法廷の検事と一緒に席で初めて裁判を経験しました。“最初で最後にしたい”貴重な経験でしたが、終わっての感想は“万が一にも反対側席に座ることがありませんように”です。

西山 潔君 ①横山さん、昨日は大変ありがとうございました。また、アポなしでお会い頂きました会員の皆様には感謝申し上げます。②指田様、本日の卓話、宜しくお祈り致します。

藤橋恒一郎君 結婚祝い、ありがとうございます。(4/28)

伊東英紀君 西山さん、先日はご苦労様でした。

伊澤政宏君 先日の家族会に参加出来ず、すみませんでした。角田さんごめんなさい。

山田正憲君 ①家族会参加の皆様、お疲れ様でした。角田委員長、大変でしたね。②指田文夫様、本日の卓話、よろしくお祈りします。

角田伯雄君 春の家族会参加の皆様、お疲れ様でした。皆様のご協力により無事に終わることが出来ました。ありがとうございます。

植田清司君 先日の春の家族会ご参加の皆さん、お疲れ様でした。角田親睦委員長、大変ご苦労様でした。

天野公史君 ①須永さん、森永さん、佐藤さん、先日は雨の中ありがとうございました。今度は天気の日に楽しみましょう。②春の家族会参加出来ず、すみませんでした。

茂木知子さん ~興味があったら買って下さい~ 週刊ポストの見出しから、“勃ち上がるご同輩。60歳過ぎたら不倫ではない。生涯現役。”だそうです。該当する会員は頑張ってください。

小山市康君 指田文夫様、お待ちしております。鋭い推察力と分析でのお話を聞かせて頂きます。

矢野修二君 毎日暑い日が続いております。くれぐれもお身体をご自愛下さい。

横溝 亘君 角田委員長、春の家族会出席出来ず、申し訳ありませんでした。

5月24日	17件	44,000円
本年度累計		1,972,280円

出席報告

竹山 洋 出席委員長

会員総数	54名	(37+17)名	
出席会員数	34名	(25+9)名	
出席率		73.91%	
ゲスト	1名	ビジター	0名
前回補正後	83.33%	前々回補正後	92.31%

卓話

「戦後の黒澤明映画に隠された意味」

大衆文化評論家 指田 文夫 様
(紹介者 小山 市康 会員)



皆さんも、『七人の侍』『生きる』『天国と地獄』など多くの黒澤映画をご覧になっていることでしょう。

黒澤映画の魅力は、言うまでもなくダイナミックなアクションと画面の良さ(彼はもともと画家を目指していたので)、そして意外性や面白さに溢れた物語性にあると思う。多義的な魅力がある、と言うのが私の見方である。(映画『姿三四郎』の一部上映)

彼の作品は、戦後、特に昭和24年の『静かなる決闘』以後、かなりシリアスな作風に変わるが、その原因はなんだろうか。

私は、それは彼が戦時中に徴兵も徴用もされなかったことと戦意高揚映画『一番美しく』を作ったことに強い責任を感じ、その贖罪意識を持ったことにあると思う。（映画『夢』の一部「トンネル」を上映）

1990年、80歳にもなって、このように彼が戦争に行かなかったことに苦しんでいたのかと思うと、その苦悩はきわめて強いものだったことがよく理解できる。

映画界で見ると、木下恵介、今井正、新藤兼人等は皆徴兵されているが、黒澤は徴兵されていない。彼の自伝では、20歳の徴兵検査の時、担当官が父親の教え子で、彼の計らいで丙種合格にしてくれたと書かれている。軍縮の時代だった昭和5年の時点では真実だったとしても、太平洋戦争に入り兵隊が非常に不足していた戦時中では到底考えられない。

東宝のカメラマンだった宮島義勇は、彼に徴兵令が来たとき、森岩雄撮影所長が宮島の徴兵について陸軍にかけあって延期してくれたと書いている。

東宝は、戦時中は軍事マニュアル映画を作るなど、陸海軍に覚えめでたい会社であり、秘密スタジオで軍用の映画を多数作っていた。黒澤の徴兵延期も、その流れの中で行われたと私は思う。

その航空教育資料製作所のスタッフとノウハウは、戦後は円谷特撮になるほか、テレビの『ライオン丸』『マグマ大使』等を作るまでになり、映画、テレビ界に貢献することになる。

黒澤映画のピークは、昭和23年の『酔いどれ天使』から38年の『天国と地獄』にあったと私は思うが、それは同時に日本映画の黄金時代でもあった。

私の黒澤明論の趣旨は、彼と東宝を批難するものではない。むしろきちんと戦争の責任をとったものと高く評価するものである。

ロータリーニュース

規定審議会

2013年立法案

クラブと地区は、規定審議会に立法案を提出する資格があります。立法案には2種類あり、制定案は、国際ロータリーの組織規定（国際ロータリー定款、国際ロータリー細則、標準ロータリー・クラブ定款）を改正する立法案で、決議案は組織規定の改正を求めるものではありません（推奨ロータリー・クラブ細則は、組織規定文書の一部ではなく、R I理事会の決定のみにより変更することができます）。立法案の提出に関する詳細は、R I細則の第7条と2010年版「手続要覧」の第13章をダウンロードしてご覧ください。

2013年規定審議会に変更となる項目

2010年規定審議会は、2013年審議会の立法手続きに大幅な変更を加えました。立法案の提案者は、「趣旨および効果」に関する声明文を添えて立法案をR Iに提出する必要があります。詳細は、次の「立法案の提出方法」をご覧ください。

立法案の提出期限

クラブと地区から提出される2013年規定審議会の立法案は、2011年12月31日までにR I世界本部で受理されなければなりません。クラブが提出した立法案は地区の承認を受けている必要があります。立法案はすべて提案者の「趣旨および効果」に関する声明文（300字以内）、ならびに立法案が地区大会あるいは郵便投票によって地区から承認を受けたことを証明する承認証明書を添えて、期限までに提出しなければなりません。立法案の提出期限に例外が認められることはありません。審議会では毎回、立法案が提出期限の直後にR I世界本部に届けられたために、案件が審議会に提出されなかったというケースがいくつかあります。このような結果とならないよう、くれぐれもご注意ください。また全地区は、地区大会で提案または承認されたすべての立法案を、地区大会終了後45日以内、またはガバナーによって定められた郵便投票用紙の受理期日後45日以内に、R I世界本部に提出する必要があります。

制定案

R I定款、R I細則、または標準ロータリー・クラブ定款の改正を求める立法案は制定案と呼ばれます。制定案は、慎重に作成する必要があります。提案者は、立法案を起草する際に、地区の審議会代表議員に支援を求めたり、2010年決定報告書で制定案の見本を参考にするとよいでしょう。また制定案のテンプレートも利用することができます。

R Iに提出する制定案を作成するには、組織規定文書の関連部分を「コピー」と「貼り付け」し、削除する箇所には抹消の線を引き、新しく加えられる文章には下線を引いてください。案件の効果を発揮させるためには、変更を加える必要があるのは選んだ箇所のみであるか、あるいは組織規定文書のほかの部分にも変更を加える必要があるかどうかを慎重に確認してください。

決議案

決議案は、国際ロータリーの組織規定を改正するものではなく、R I理事会に意見を表明したり、提案を行ったりする立法案です。決議案は、R I理事会に決議を要請するものであるため、通常、制定案の草案よりも簡単です。決議案が、R I理事会または事務総長の裁量内で管理運営上の決定を要求あるいは要請するものである場合、定款細則委員会がこの案を欠陥であるとみなし、審議会へ提出しないよう、勧告することもあります。こうした状況では、案件を理事会に対する建議案として扱った方が適切である場合もあります。R I理事会は毎回の会合で建議案を受け付けているため、決議案を提出するよりも、この方法のほうが迅速な対応を得ることができます。

理事会に対する建議案は、特定の事柄に関して理事会の決定を要請する、理事会への請願です。組織規定の変更が必要とされない多くの場合、提案者の目的は、建議案を提出することによってより効果的かつ迅速に満たされます。理事会に対する建議案は、明確にそのように表示し、エバンストン（米国イリノイ州）のR I世界本部に送付します。詳細は、「R I理事会に案を付託する」のページをご覧ください。

決議案を制定案の作成を避けるための手段とするべきではありません。

提案された内容が R I 組織規定文書の改正を要請するものである場合、提案者は決議案ではなく制定案を提出する必要があります。決議案のテンプレートが利用可能となっています。

理事会の審査

R I 定款細則委員会は、理事会に代わって、すべての立法案本文を点検し、欠陥があれば、提案者にその旨を通告し、できれば修正を勧告するものとします。

立法案が正規の手続きで提出されていない、あるいは欠陥がある場合、R I 理事会はその案件を審議会に回付しない旨を指示できます。いずれの場合も、提案者にこの旨連絡し、提案者は R I 理事会の決定を、審議会議員の 3 分の 2 の投票で覆すことを審議会に求める機会を与えられます。

実質的には同種の立法案が提出されている場合、R I 理事会は折衷案を勧告することができます。提案者たちが折衷案に同意しない場合、R I 理事会は同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を審議会に回付するよう指示できます。

決議案が「R I のプログラムの範囲内でない」場合、R I 理事会はその決議案を審議会に回付しません。このような場合、提案者にこの旨連絡し、提案者は R I 理事会の決定を、審議会議員の 3 分の 2 の投票で覆すことを審議会に求める機会を与えられます。

立法案の提出方法

クラブと地区のいずれも、規定審議会に立法案を提出する資格があります。詳細は、2010年版「手続要覧」の第13章と R I 細則の第7条、ならびに立法案の提出方法をご覧ください。

クラブが提案した立法案

クラブが立法案を提出する場合、まず、例会にて採択するために、クラブ理事会がその案件を会員に提出しなければなりません。採択された場合、その案件が採択されたことを証明するクラブ会長と幹事の署名付きの書簡を添えて、案件を地区に転送する必要があります。

次に、地区大会（グレート・ブリテンおよびアイルランドの国際ロータリーの場合は地区審議会）で案件について投票を行います。地区大会で案件が承認された場合、ガバナーは、承認証明書に記入し、2011年12月31日の期限までにこの証明書と立法案を R I 世界本部に提出します。地区大会で投票を行う時間がない場合、ガバナーは、代わりに地区内のクラブによる郵便投票を行うことができます。規定審議会では、地区の承認を受けたクラブ案件のみが審議されます。

地区が提案した立法案

地区大会（グレート・ブリテンおよびアイルランドの国際ロータリーの場合は地区審議会）からも立法案を提出することができます。この場合ガバナーは、案件とともに地区大会（地区審議会）でその案件が提案されたことを証明する承認証明書を2011年12月31日の期限までに R I 世界本部に提出します。立法案は地区大会報告書とともに、あるいは別個に審議会業務課に提出することができます。地区大会報告書とともに提出する場合、同報告書の該当するボックスに印を付けてください。

提案者の趣旨および効果に関する声明文

R I に立法案を提出する際、立法案が正規の手続きで提出されたと認められるために、提案者は、300字以内で趣旨および効果に関する声明文を提供する必要があります。この声明文は、立法案で取り上げようとしている論点や問題を明確にするもので、立法案によってこの論点や問題がいかに対処あるいは解決されるかが説明されているものとします。

立法案の数の制限

R I 細則では、提案あるいは承認する立法案を合計5件までにするよう地区に奨励しています。これは、立法案の数をより少なくすることで、各案件を審議会でもり入念に審議することができるようになるためです。

修正

提案者は、既に提出した立法案の修正案を、理事会（理事会に代わって定款細則委員会）によって提出の締切日が延期されない限り、2012年3月31日までに、事務総長に提出できます。

出版

事務総長は、2012年9月30日までに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに10部、規定審議会の全構成員と元理事、ならびに希望したクラブの幹事に1部ずつ郵送します。立法案は、このウェブサイトにも掲載されます。

賛成および反対の声明

クラブ、地区大会、RIBIの審議会または大会、規定審議会、R I 理事会は、審議会に提出された立法案（制定案も決議案も含む）について声明を出すことができます。このような声明は、立法案に対して賛成、反対または見解を述べるものであり、通常の業務用便箋の片面1ページ以内に収めなければなりません。声明は、審議会が開かれる2カ月前（2013年2月21日）までに事務総長に受理されなければなりません。事務総長は、その後、声明をすべての審議会議員へ回付します。

連絡先

The general secretary
c/o Council Services Section
Rotary International
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201 USA
ファックス：1-847-556-2123
Eメール：councilservices@rotary.org

次回《6月7日》の卓話予定

テーマ「人生をビデオにする

～テレビ局の新事業の可能性～

LIFE VIDEO株式会社 初代 代表取締役 土屋 敏男 様

（紹介者 小山 市康 会員）